

## 8. ダイオキシン類の状況

### 1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第26条第1項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視し、同法第34条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第19条第1項及び第2項の規定に基づき、ダイオキシン類の排出状況を把握するため、事業場への立入検査を実施しました。

特別措置法第27条第3項及び第28条第4項の規定に基づき、測定結果、特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成24年4月～平成25年3月

### 3 特別措置法に基づく測定結果

#### (1) 環境中の測定結果

##### ① 一般環境大気

2地点（定点）で測定した結果、0.0077及び0.016 pg-TEQ/m<sup>3</sup>（年平均値）であり、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を達成しました。

表－1 一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平揚土 (平第一小学校)	第1回	5月18日～5月25日	0.0076	0.0077	0.6以下
		第2回	7月6日～7月13日	0.008		
		第3回	10月5日～10月12日	0.0058		
		第4回	12月7日～12月14日	0.0093		
2	小名浜大原 (環境監視センター)	第1回	5月18日～5月25日	0.011	0.016	
		第2回	7月6日～7月13日	0.026		
		第3回	10月5日～10月12日	0.0066		
		第4回	12月7日～12月14日	0.022		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

② 公共用水域（河川・海域）の水質・底質

(ア) 河川の水質・底質

a 河川の水質

6 河川 7 地点（定点）で測定した結果、0.078～0.28pg-TEQ/ℓ（年平均値）の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－2 河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/ℓ）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	夏井川（六十枚橋）	第1回	6月15日	0.26	0.16	1以下
		第2回	11月9日	0.05		
2	大久川（蔭磯橋）	第1回	5月25日	0.43	0.26	
		第2回	10月26日	0.087		
3	鮫川（鮫川橋）	第1回	5月25日	0.37	0.25	
		第2回	10月26日	0.13		
4	藤原川（みなと大橋）	第1回	5月25日	0.35	0.25	
		第2回	10月26日	0.15		
5	蛭田川（蛭田橋）	第1回	5月25日	0.34	0.28	
		第2回	10月26日	0.21		
6	夏井川（山下谷橋）	第1回	6月15日	0.14	0.10	
		第2回	11月9日	0.06		
7	釜戸川（紅葉橋）	第1回	1月25日	0.078	0.078	

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

b 河川の底質

6 河川 7 地点（定点）で測定した結果、0.072～3.5pg-TEQ/g の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－3 河川底質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/g）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川（六十枚橋）	6月15日	0.088	150以下
2	大久川（蔭磯橋）	5月25日	0.84	
3	鮫川（鮫川橋）		0.16	
4	藤原川（みなと大橋）		1.5	
5	蛭田川（蛭田橋）		3.5	
6	夏井川（山下谷橋）		6月15日	
		11月9日	0.084	
7	釜戸川（紅葉橋）	1月25日	0.40	

(イ) 海域の水質・底質

a 海域の水質

3 地点（定点）で測定した結果、0.044～0.062pg-TEQ/l の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－4 海域水質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/l)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	小名浜港（4号埠頭先）	7月13日	0.062	1以下
2	夏井川沖（約1,500m）		0.044	
3	鮫川沖（約2,000m）		0.056	

b 海域の底質

3 地点（定点）で測定した結果、0.18～0.47pg-TEQ/g の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－5 海域底質測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	小名浜港（4号埠頭先）	7月13日	0.28	150以下
2	夏井川沖（約1,500m）		0.18	
3	鮫川沖（約2,000m）		0.47	

③ 地下水

市内を概ね 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 4 地点で測定した結果、0.043～0.087pg-TEQ/l の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－6 地下水測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/l)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	泉町二丁目	6月18日	0.087	1以下
2	小名浜本町		0.044	
3	小川町上小川字中戸渡		0.043	
4	小川町柴原字永久保		0.043	

④ 一般環境土壌

市内の 4 地点で測定した結果、0.0039～0.79pg-TEQ/g の範囲内にあり、すべての地点で基準値を達成しました。

表－7 一般環境土壌測定地点及び結果

(単位：pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	平中神谷北鳥沼地内	7月24日	0.05	1,000以下
2	泉町下川前ノ原地内		0.0039	
3	常磐湯本町栄田地内		0.31	
4	好間町下好間沼田地内		0.79	

(2) 立入検査による測定結果

① 排出ガス

対象 21 事業場のうち、立入検査した 2 事業場 2 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.0012～0.023ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲内にあり、排出基準値に適合しました。

表－8 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	小名浜製錬(株)小名浜製錬所 (廃棄物焼却炉)	9月13日	0.023	1
2	(株)ケミクレア小名浜工場 (廃棄物焼却炉)	9月14日	0.0012	5

(注) 特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

② 排水水

対象 10 事業場のうち、立入検査した 2 事業場の排水水中のダイオキシン類濃度は、0.019～1.3pg-TEQ/lの範囲内にあり、排出基準値に適合しました。

表-9 立入検査（排水水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/l）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	小名浜製錬(株)小名浜製錬所	9月3日	1.3	10
2	(株)ケミクレア小名浜工場	9月3日	0.019	

（注）特別措置法に基づく排水水の立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

### (3) 設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、平成 25 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです。(詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。)

#### ① 排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～1.9ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲内にあり、すべて排出基準値に適合していました。

表－10 設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数 (A)	測定報告煙突数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	19	27	21	21	0	100%	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100%	0
合計	21 (20)	32	26	26	0	100%	0

- (注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。  
 2 測定対象煙突数は、ダイオキシン類にかかる排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です。(現在休止中となっている 2 施設については、除外しています。)  
 3 排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。

#### ② 排水

対象事業場からの排水中のダイオキシン類濃度は、0.00044～0.55pg-TEQ/l の範囲内にあり、すべて排出基準値に適合していました。

表－11 設置者による測定状況（排水）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数 (A)	測定報告排出口数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100%	0
その他の施設	3	10	1	1	0	100%	0
合計	12 (10)	34	10	10	0	100%	0

- (注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。  
 2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数です。  
 3 排水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。

### ③ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～0.79ng-TEQ/g の範囲内にあり、すべて処理基準値に適合していました。

表-12 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対象事業場数 (A)	測定報告事業場数 (B)	測定未報告事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	14	14	0	100%	0

- (注) 1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない3事業場は対象外としています。  
(現在休止中となっている2事業場についても、除外しています。)
- 2 ばいじん等の基準は、別添資料-2の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。

## 4 廃棄物処理法に基づく測定結果

### (1) 立入検査による測定結果

#### ① 廃棄物焼却炉の排出ガス

対象15事業場のうち、立入検査した5事業場6施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.000083～1.8 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表-15 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

No.	事業場	対象施設	測定日	測定結果	維持管理基準値
1	㈱クレハ環境	7号焼却炉	8月30日	0.0020	1以下
		8号焼却炉	1月29日	0.0058	
2	第一三共プロファーマ㈱	1号廃液焼却炉	2月12日	0.26	5以下
3	いわき大王製紙㈱	1号焼却炉	10月12日	0.00025	
4	トラスト企画㈱	産業廃棄物焼却炉	7月6日	1.8	
5	荒川化学工業㈱	廃液焼却炉	1月17日	0.000083	10以下

(注) 廃棄物処理法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してある『規模・能力』が200kg/時以上の施設を有する15事業場です。

② 廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した4事業場6施設（一般廃棄物最終処分場1施設及び管理型産業廃棄物最終処分場5施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.000059～13 pg-TEQ/ℓの範囲となり、5施設で維持管理基準値を下回りましたが、1施設で維持管理基準値を上回りました。

表-16 立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/ℓ）

No.	事業場	対象施設	測定日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの森	一般廃棄物処分場	10月24日	13	10以下
2	ひめゆり総業(株)	町田・平太郎処分場		0.000059	
3	三山クリーン(株)	湯の岳処分場		0.77	
4	(株)クレハ	桜町・広町処分場		0.000060	

（注）クリンピーの森の放流水について、平成25年2月9日に行なった設置者による再測定の結果、0.0090 pg-TEQ/ℓとなり、維持管理基準値（10 pg-TEQ/ℓ以下）を下回りました。

(2) 設置者による測定結果

① 一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水は0.000060～1.6pg-TEQ/ℓ、の範囲、地下水が0.044～0.33pg-TEQ/ℓの範囲内であり、維持管理基準値を下回りました。

表-15 一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/ℓ）

No.	最終処分場名	測定月日	測定結果	基準値	
1	クリンピーの丘	放流水	9月25日	0.000060	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水（上流）	9月26日	0.044	
		地下水（下流）	9月25日	0.044	
2	クリンピーの森	放流水	9月26日	1.6	
		地下水（上流）		0.33	
		地下水（下流）		0.045	

（注）1 放流水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準値です。

2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。



② 産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は放流水が 0.0000078～0.0049pg-TEQ/ℓ、地下水が 0.017～0.19pg-TEQ/ℓの範囲内で、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表－18 産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

No.	最終処分場名	測定月日	測定結果	維持管理基準値
1	ひめゆり総業(株) 町田処分場	放流水	0.000097	放流水：10 以下 地下水：1 以下
			9 月 27 日	
2	平太郎処分場	地下水 上流		
		地下水 下流		
3	三山クリーン(株) 兎沢地内	放流水	0.0033	
			1 月 18 日	
4	大端地内	地下水 上流		
		地下水 下流		
5	三山クリーン(株) 湯の岳地内	放流水	0.0035	
			1 月 18 日	
6	(株)クレハ 桜町処分場	地下水 上流		
		地下水 下流	0.017	
7	(株)クレハ 広町処分場	放流水	0.0049	
		6 月 18 日	0.15	
8	堺化学工業(株) 旧内郷処分場		地下水 上流	0.028
		地下水 下流		
9	新内郷処分場	放流水	0.0023	
		7 月 3 日	0.044	
10	堺化学工業(株)渡辺処分場		放流水	0.00035
		7 月 3 日	0.047	
11	常磐共同火力(株)添野処分場		地下水 上流	0.041
		地下水 下流		
12	(財)福島県いわき処分場 保全センター	放流水	0.000078	
		1 月 25 日	0.067	
12	(財)福島県いわき処分場 保全センター		地下水 深井戸	0.067
		9 月 4 日	0.017	
浸出液	A・B		0.017	
	C	0.018		
浸出液	A・B	0.00040		
	C	0.0053		

- (注) 1 放流水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値です。  
 2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。  
 3 複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。  
 4 浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。